

越前町社会福祉センター等の使用料減免に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、越前町社会福祉センター管理運営規定第13条の規定により、第9条第2項の減免規程を定めるものである

(対象)

第2条 この細則の対象施設は、越前町社会福祉センター及び朝日保健センターとする

(減免対象となる団体)

第3条 1、越前町内の地域住民から構成されている団体であり、公益的な福祉活動を実施していること(原則として構成員が5人以上で、構成員の過半数が越前町内に住所を有していること)
2、年間を通じて継続的に活動し、主な活動拠点が越前町内であること
3、代表者の定めがあること
4、構成員の親睦・交流のみを活動の目的とした団体でないこと
5、営利を主たる目的とした団体、政治活動または宗教活動を行う団体、その他公共の利益に反する活動をする団体でないこと

(減免対象となる事由)

第4条 1、社会福祉を目的とした活動で使用するとき
2、越前町社会福祉協議会が主催または、共催して使用するとき
3、越前町社会福祉協議会または、越前町共同募金委員会の補助金を受ける団体が当該補助対象となる事業等を実施する目的で使用するとき
4、公職選挙法第164条により使用するとき
5、その他越前町社会福祉協議会定款に定める事業であって、越前町社会福祉協議会または、越前町共同募金委員会が特に減免を必要と認めたとき

(減免とならない団体または事由)

第5条 1、飲食を伴う使用の場合(ただし、会議等でお茶を出した場合などはこの限りではない)
2、構成員の親睦や教養や趣味等、個人やその団体のみに限定される活動であり、他の住民への影響(公共性や公益性)が見いだせないもの

附則

この細則は、平成30年1月1日から施行する